**請書（物品購入）**

１ 品　　　名　○○○○○○

２ 規格・寸法　○○○○○○

３ 数　　　量　○○○○○○

４ 契約金額　　￥　　　　　　－

　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　￥　　　　　－）

５ 納入場所

６ 納　　　期　　令和　　年　　月　　日

上記の物品納入については、別紙契約条項を承諾の上、確実に履行いたします。

令和　　年　　月　　日

受注者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

○○組織　　代表　○○　○○　様

内　　訳　　明　　細　　書

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 品　　　　　名 | 規格・寸法 | 数　量 | 単　　　価 | 金　　　　　額 | 摘　　　要 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 合　　　　　　　計 | |  |  |  |  |

**契約条項**

第1条　受注者は、表記の事項に基づき物品を納入しなければならない。

第2条　受注者は、物品を納入するときは、○○組織　代表○○　○○（以下「発注者」という。）に納品書を提出しなければならない。

2　発注者は、納品書を受け取ったときは、10日以内に検査を行うものとする。

3　受注者は、検査の結果不合格となった物品については、これを取り替えて再検査を受けなければならない。

第3条　物品の所有権は、前条の検査に合格したときに発注者に移転するものとし、移転前に生じた物品の滅失き損はすべて受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

第4条　発注者は、適正な支払請求書を受け取った日から30日以内に請求代金を支払うものとする。

第5条　受注者は、その責めに帰すべき事由により表記の納期までに物品を納入することができないときは、遅滞日数に応じ未納部分に対する契約代金相当額に対して年2.5パーセントの割合で計算した額を遅延利息として支払わなければならない。

2　発注者の責めに帰すべき事由により、契約代金の支払いが遅滞したときは、受注者は、遅滞日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額を遅延利息として請求することができる。

第6条　受注者は、次の各号のいずれかに該当したためにこの契約を解除されたときは、契約金額の10パーセントに相当する額を違約金として納付しなければならない。

（1） 受注者の責めに帰すべき事由により、表記の納期までに又は期限後相当期間内にこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

（2） 受注者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

（3） 受注者が、正当な事由なくこの契約の解除を申し出又はこの契約の全部若しくは一部を履行しないとき。

（4） 京丹後市暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置を受けたとき又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当したとき。

第7条　この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定める。